太政官修史館の関東六県史料採訪と房総

はじめに

以下のような今日一般的となった自治体史編纂の基本的なあり方を、ある。この目録の刊行とつづく一連の千葉県編纂審議会の活動は、②

内

田

龍

哉

一、地域史料の徹底した所在調査に基づいて、史料目録を刊行す全国に先駆けて具体的に提示した画期的な業績である。

る。

ったことが知られている。 いは「十九年」に「内閣修史局」「重野安繹博士」によるが調査を行れ年、内閣修史局採訪」とされている。また、県指定有形文化財である安田文書(鴨川市細野)や神崎神社文書も、「明治十八年」あるを設本寺文書など県内の中世戦国期に関する史料の多くが「明治十や妙本寺文書など県内の中世戦国期に関する史料の多くが「明治十ところで、『千葉県史料 中世篇諸家文書』によれば、鳥海家文書

一、史料採訪事業の展開と房総

を行ったことを指している。以下では、この採訪事業の展開過程をの編修副長官重野安繹らが『大日本編年史』編纂のための史料採訪博士」とは、正確には明治十八年七月から十月にかけて太政官修史館(?」(本稿の結論を述べれば、ほぼ次のようになる。疑問とした「明治本稿の結論を述べれば、ほぼ次のようになる。疑問とした「明治

紹介しつつ、その意義を検討してみたい。

史料について

① 『明治十八年 公文録 太政官 十一月十二月』(請求番号 2 ことができる。以下では、復元に用いた主な史料を紹介しよう。文書館に保管編冊されている太政官公文及び内閣公文から復元する訪事業、とりわけ明治十八年の関東六県史料採訪の概要は、国立公訪事業を関介し、その意義について検討する太政官修史館の史料採

下巻所収)は、史料①に編冊された重野の復命書「編修副長官「古文書採訪復命書」(薩藩史学研究会編『重野博士史学論文集書、報告電文、復命書など)が編冊されている。ここから、採採訪事業を行う修史館と太政官の間を往復する各種公文(稟議系)

2

十八年十一月六日)である。

重野安繹神奈川外縣へ出張復命並古文書目録等進呈ノ件」(明治

誌112)(以下『目録』と略す) 3 『関東六縣採訪文書目録 一~五』(請求番号2A、31-6、

ら概要がわかる。と、関東六県史料採訪の際に、一行が調査を概要がわかる。と、関東六県史料採訪を行っている。彼らの採訪事業については、次の史料が能の久米邦武や星野恒も重野の構想にもとづいて全国各地で史東料②と同様の冊子で、関東六県史料採訪の際に、一行が調査

- 1③—纂70)
 (『公文雑纂 明治廿一年 内閣各局』所収)(請求番号2A—(『公文雑纂 明治廿一年 内閣各局』所収)(請求番号2A—
- -纂71~78) 讃岐文書採訪目録」(『公文雑纂』所収、請求番号 2A-1③ ⑤ 「摂津、淡路、播磨、丹波、但馬、紀伊、阿波、土佐、伊予、
- A-13-纂40) の「編修星野恒、文書採訪ノ為、京都大阪ニ府及滋賀県へ出張復

⑦ 『京都大阪滋賀文書採訪目録全』(請求番号 2A-31-6、

史料⑥に附属すべき採訪文書の目録である。

千葉県下における史料採訪の経過

地、到着月日を示している。また、表1は採訪先、折衝先及び成果などをう。図1は、千葉県内における重野らの採訪経路を図示したもので、投宿『日記』に沿って、重野による関東六県史料採訪の経過を後付けてみよ

示したものである。以下で、その行動の一部始終を紹介しよう。

明治十八年九月十八日、太政官修史館編修副長官重野安繹は、六等掌記

したものの、千葉への便船を逃したため、この日は風雨を突いての馬車行おける史料採訪の途に就いた。前日の午後には神奈川県下から東京に帰着田中義成、同日下寛、七等掌記小倉秀実を伴い、東京を出発し千葉県下に

便宜」について協議している。この協議に基づいて、安部井が翌日の採訪同日の内に千葉町に到着した一行は、戸長安部井尚と「近傍文書捜索ノ

となった。

先(千葉寺、大巌寺など)に手配したものと思われる。

る。この日は、姉崎の「典鋪小泉某」方に止宿する。在を質している。更に五井の戸長役場でも「寺社旧家ノ所在」を問うてい係文書を採訪している。ついで八幡村に進み、戸長に「千葉氏遺裔」の所係文書を採訪している。ついで八幡村に進み、戸長に「千葉氏遺裔」の所留、当年の日は、千葉県庁に登庁し、この出張の本務たる「府県史編纂事務

陀周准天羽郡長重城保と会同して、一気に久留里まで騎行している。二十日は、随員日下寛を今富、菊間方面へ派遣し、重野らは木更津で望

神崎 〈佐原% %帰着 %出発 戈田 東京 佐倉 「中市場 千葉% , 東金% 市崎% 茂原% 木更津% 久留里 大多喜 鹿野山 勝浦% 保田% 前原% 那古 条% 千葉県下における史料採訪の経路 図 1

している。勿論、提示された史料の全てを記載するのではなく、彼らの選このようにして、重野らは寺社旧家を訪問し、そこで史料の目録を作成

解明することが必要となろう。 (ロ)の際の選択基準については、今後、現行の史料目録との比較検討を通じて

択基準に照らして、「見ルベキモノナシ」として処理することが多い。こ

るが、この間の状況を『日記』『目録』で見てみよう。 ついで、重野らは久留里旧城下から小糸川流域、鹿野山、佐貫へと進め

[史料1]『関東六縣史料採訪日記 坤』(抜粋)

川越戦記一冊ハ未タ世ニ出サルモノ、尤珍トスへシ。士森勝蔵ヲ訪ヒ、其蔵書を閲シ、参考ニ供スへキモノ十六部ヲ借ル。此内、二十一日(明治十八年九月=筆者)晴、朝、重城郡長ト共ニ旧久留里藩

ス。蓋亦高徳寺高徳墳墓ノ類ナラン。モ久留里記ノ外確証アルナシ。久留里記モ後世ノ著撰ニテ信ヲ取ルニ足ラ帝ノ御陵ト称ス。勝蔵特ニ此説ヲ主張シ之ヲ世ニ表見セント欲ス。然レト勝蔵、田中、小倉ヲ導キ、田原田村白山神社ニ抵ス。土人相伝ヘテ弘文

頃日之ヲ辞スト云フ。ノ家ニ投ス。野村ハ近郡ノ豪富ニテ、屋宅頗ル壮麗ナリ。県会議員ニ列シ、城郡長ト共ニ駄馬ニ騎シ、大野台ニ至レハ日暮ル。市宿村ニ抵リ、野村某城郡長ト共ニ駄馬ニ騎シ、た野台ニ至レハ日暮ル。市宿村ニ抵リ、野村某午後三時、久留里ヲ発シ、鹿野山ニ赴ク。路、険ニシテ人車通セス。重

リト雖モ、皆採ルニ足ラス。

のニ入リ、天羽郡梨沢村鳥海小右衛門所蔵ノ文書六通、同村鳥海道太郎夜ニ入リ、天羽郡梨沢村鳥海小右衛門所蔵ノ文書六通、同村鳥海道太郎直、戸長東条景成並ニ来訪ス。共ニ書ヲ近地町村ニ発シ、文書ヲ徴集ス。直、戸長東条景成並ニ来訪ス。共ニ書ヲ近地町村ニ発シ、文書ヲ徴集ス。産日、日下ハ岡島郡書記ト別レ、佐貫ニ抵リ鯉田屋ニ投ス。郡書記谷幡

寺開基記ノニ種ヲ借ル。小倉、井口ヲシテ途次鎌瀧村天南寺ニ至ラシム。史料一通及神野山天南二十二日晴、午前八時、市宿ヲ発ス。重城郡長及ヒ野村某連騎シテ行ク。

表1 千葉県下における史料採訪の経過

	1 12	1-5-1-44	
	由地	採訪先・面談者	調査成果その他
9/18 東	京 葉)	戸長 安部井 尚 大書記官岩佐為春 九等属井口豊水 千葉県市原郡吏佐藤幸則	近傍文書捜索の便宜を商る 元史誌編輯掛 郡長に代わって伺候
9/19 千	葉	県庁 大書記官岩佐為春 九等属井口豊水 千葉県市原郡吏岡島栄蔵 千葉寺	県史引継 命を受けて随行す 郡長、派して嚮道と為す
		住僧和田本孝 檀家総代秋元茂平治 大巌寺 住僧石井実禅	縁起
八 五 (姉	井	戸長島野也八郎 戸長役場	原氏系図1葉別にありと云う 千葉氏遺裔を問う 寺社旧家の所在を問う
木	崎 良 輪 更 津 留里)	戸長石井周三 望陀周准天羽三郡長 重城 保	古書の捜索すべきものなし 自ら導て久留里に赴かんと云う
日間 姉椎立今菊(木	崎津野富間 連 連	霊光寺 切替源太郎 千葉偵太郎 八幡祠掌根本直胤	庫裏を検するに得る所なし 文書類なし 系図文書なし 元禄文政の災により旧記なし 岡島郡書記を帰さしむ
田久大	留原留野田里台	白山神社	蔵書16部 川越夜軍記 弘文帝の御陵たる証なし
日下木	宿) 更津 貫)	前県会議員野村某宅 郡書記谷幡直 戸長 東条景成 鳥海小右衛門	書を近地町村に発し、文書を徴す 信長禁制状(摂津西宮) 1 通を獲たり
(佐	貫)	神野寺	古文書寫と森蔵本と一校する
小倉市鎌	宿瀧	天南寺	古文書 1 通 天南寺開基記 1 冊
		 真福寺 丸勘弥 大野亀吉	
(佐		平野善兵衛	n

月日	経由地	採訪先•面談者	調査成果その他
9/23	佐 貫		
	湊		暴風雨
0/04	(保田)		
9/24	保 田	妙本寺	 古文書 155通
		ン ナリ	書籍 4 部
	市部		
	不 入 斗 (北 条)		
9/25	北条	***	
3, 20	府中	宝珠院	古文書寫 3通
			列祖伝 1冊
	本 織 那 古	延命寺 京長原田本##	古文書 10通
	那 古	戸長原田吉雄 深名船方戸長忍足政五郎	近傍文書採訪徴集の事を託す
		那古寺	那古寺文書19通
			源氏古系図1巻
			棟札寫 4 枚 記録 2 巻
	船方	常光院	記跡 2 色
		正木貞蔵	所蔵文書 4通
	豊岡	岡本平三郎	所蔵文書 1通
	(那 古)		岡本系図 1巻
9/26	那古		
重野	八幡	八幡宮神官酒井真澄	家中を捜索し、得ず
	北条	郡役所	借用書類を史館に逓送す
		安房神社宮司穂積耕雲	古文書 12通 近傍神余村の捜索を託す
	(白 浜)	戸長高木久平	八幡宮酒井真澄古文書3通を送致す
日下	那 古		
		洲宮祠官小野義久	元老院栗田寛に貸与せり
0./07	(白 浜)		1. 1. T (1. 17-14. 11-14. 11-14. 11-14. 11-14. 11-14. 11-14. 11-14. 11-14. 11-14. 11-14. 11-14. 11-14. 11-14.
9/27	白 浜	戸長高木久平	杖珠院文書持ち来る 将軍本記 1 冊
			源氏当家系図
	千 倉	円蔵院	文書 7 通
		松匠抽光	里見古系図 2枚
	御原	松原神社 戸長 三幣万司	採るべきものなし 正文寺文書に採るべきものなし
	~r ///		莫越神社文書にとるべきものなし
			小松寺文書 2通
0./00	(前原)		安田勳家文書の回送を託す
9/28	前 原 天津内浦	小湊誕生寺	
	(勝浦)	等察署長佐久間柳三郎 警察署長佐久間柳三郎	
		中村林平	明日の進路を商議す
9/29	勝浦	30 E -L. L-140-L- (#* 22	
	大 多 喜 (茂 原)	郡長中村権左衛門 埴生長柄郡長関五郎右衛門	良玄寺文書5通、謄写回送を託す 近地諸村の徴集を委託す
]	()及	型生技術部技製五郎石閣门 戸長 泉沢金六	近地語代の徴集を安託す 「泉沢氏旧記」存せずという
9/30	茂 原	埴生長柄郡長関五郎右衛門	寺崎村宮崎義司所蔵文書
			北条氏朝文書 1通
			北条幻庵教訓書1巻

月日	経由地	採訪先•面談者	調査成果その他
9/30	本 納 大 網 (東 金)	藻原寺 東浪見村戸長 秋場慶蔵 橘神社 戸長役場 能勢嘉左衛門 杉谷弥左衛門 安川柳渓(画工) 大野伝右衛門(商人) 大和多武太郎 本漸寺	金綱集 1 巻 天正13年虎見郷裁許状 2 通 文書の観るべきものなし 戸長不在 蔵書 4 冊 蔵書 5 冊 蔵書 1 冊 蔵書 1 冊 文書13通 縁起 1 幅 文書 2 通
10/1	東 金 八日市場 蕪 里 (銚 子)	東金学校教員吉井宗元 戸長 布施清助 山崎勇三郎 荒野	宮本茶村門人 旧門下生、近傍古文書捜索を託す
10/2	(銚 子)	荒野 飯沼 円福寺	郡長杉本駿、郡吏宮内瑞枝と採訪事宜を商る 古文書18通
10/3	銚 子(佐 原)	<伊能茂左衛門>	採訪事宜を商る
10/4	佐牧佐 與 (佐)	香取神社 観福寺 清宮利右衛門 大龍寺 富塚吉五郎 <伊能茂左衛門>	色川本、描写精審により原本借用せず 古文書50通 古文書5巻 書籍 9冊 文書なし 旧記 1巻
10/5	佐吉伊津 佐 大山大神 名 成佐原岡能宮 原 戸辺川崎 屋 田倉	大須賀郡長 吉爾村 大慈恩寺 伊能村大慈恩寺 伊能村大郡 大海 大須賀茂左衛門 大戸和之帝 大戸和之帝 大戸の之帝 大戸後場 神崎門神社 円通寺 新勝寺住職三池照鳳	管内の文書書籍を徴集する 文書 17通 大須賀系図1巻 書籍 5冊 古文書13通 書籍 3冊 文書 1通 文書 1通 文書 13通 文書 1通(香取左京亮直光寄進状) 文書 13通 縁起本1通 古文書なし
10/6	佐倉京	武藤郡長	管内古書存するもの絶てなし

【表注1】() は投宿地。< >は採訪先を兼ねる投宿先。 【表注2】出典は『関東六縣採訪文書目録 五』。

		幸田奉 一通	戌九月四日虎印
一 冊	藩史別録	一通卯月六日虎印 一通	甲虎二月廿七日虎印
一 冊	秋元公御由来	一通申五月廿九日虎印 遠山新四郎奉 一通	天文廿四年四月五日虎印 一通申五
一冊	触不動縁起	成, 九月廿一日借入	上総国天羽郡梨沢村鳥海小左衛門所蔵
一冊	加勢観世音略縁起	_	「5米・」一門写フ州フ書お言
	如意山総持院縁起	の目录 一一(友卆)	「史斗2」『週東六條文書采访目录
_ #	諏訪明神由来記	らう。	て、『目録』の該当部分を掲出しよう。
一 冊	周准郡市場村郷社諏訪神社由緒記	『日記』の二十一日から二十四日までの部分である。併せ	以上が、『日記』の二十一日から
一冊	鹿島治乱記	、木村屋ニ投ス。	ヨリ小艇ニ乗リ、安房郡北条ニ着シ、木村屋ニ投ス。
一 冊	川越夜軍記	十一時三十分吉浜ヲ去リ、市部村ニ至リ、午飯シ、三時不入斗村字小浦	十一時三十分吉浜ヲ去リ、市部村ニ
一冊	総州久留里軍記		ル書史ニ嗜アリ。
一冊	久留里記	寺ハ日蓮宗ニテ住僧ヲ富山日勧と曰フ。頗	通、書籍四部、四冊、ヲ借ル。寺ハロ
一冊	土気古城再興伝来記	午前七時保田ヲ初シ、吉浜村妙本寺ニ抵ル。史料百五十五	二十四日晴、午前七時保田ヲ初シ、
一 冊	相馬家分限帳	へ移動する=筆者)	(二十三日、一行は豪雨の中を保田へ移動する=筆者)
一冊	天南寺開祖蹤由記抜書	シト。	平野善兵衛諸処ヲ訪フニ皆得ル所ナシト。
門院真海書状並神野寺旧記写 一冊	里見家禁制並寄進状写、高野山西門院真海書	日下云ク、今朝、谷幡郡書記ト小久保村真福寺丸勘弥、岩瀬村大野亀吉、	日下云ク、今朝、谷幡郡書記ト小久
九月廿一日借入	上総国望陀郡久留里森勝蔵所蔵、		屋ニ投宿シ、日下ト会ス。
		ル所ノ神野寺史料写中ニ載ス。因テ之ト一校シテ去り、佐貫ニ抵り鯉田	借ル所ノ神野寺史料写中ニ載ス。因言
一幅	禁制 天正八年三月日信長印	別ニ神野寺往事ト称スル書アリ。並ニ久留里森勝蔵ヨリ	す。即是ナリト。別ニ神野寺往事トな
九月廿一日借入	上総国天羽郡梨沢村鳥海道太郎所蔵、	ニ、往昔住僧某高野山へ転住セシ時、携帯シテ去リ、其後写ヲ当寺ニ送付	ニ、往昔住僧某髙野山へ転住セシ時、
		鹿野山ニ登リ、神野寺ニ抵ル。史料写アリテ原書ナシ。之ヲ住僧ニ質ス	鹿野山ニ登り、神野寺ニ抵ル。史料

上総国周准郡鎌瀧村天南寺所蔵、

九月廿二日借入

神野山天南寺開基記

一冊

天正十三年九月日朱印 [其人未詳

一通

鹿野山神野寺之事

上総国鹿野山神野寺所蔵

九月廿二日借入

巻

この一部分から、高野山西門院文書の由来や天南寺文書の存在な

どが知られる。

与えてくれる。
「思うに、大民ノ家之ニ次ギ、神社尤モ少シ。下総香取社ノ如キハ異例であるとしている。このように、散逸などさまざまな事情から異例であるとしている。このように、散逸などさまざまな事情からまた、重野は「安繹、六県ヲ経過スルニ、史料ノ多キハ寺院ヲ第また、重野は「安繹、六県ヲ経過スルニ、史料ノ多キハ寺院ヲ第

五六一通、書籍五七部、系四十種を得たと言う。では、なぜこのよ概要をよく把握し得た言えよう。この結果、千葉県下からは文書一クハ古写本官府無キ珍本」であり、今日の史料状況から見て、重野山市)などで採訪しているが、これらの史料は「当時ノ真蹟実録若山で、などで採訪しているが、これらの史料は「当時ノ真蹟実録若の後、重野らは宝珠院(三芳村)、那古寺、正木家、安房神社(館

して、 採訪に同行したり、地方官公署から「書ヲ近地町村ニ発シ、文書ヲ 望家や地方官史が採訪事業を支援している。例えば、郡長重城保が 層の支援を無視することはできない。[表1]で示した通り、 うな要領の良い採訪日程を組むことができたのか。 民争テ其所蔵ヲ出シ、採覧ニ供セリ」(史料⑥) と述べている 京都大阪滋賀採訪=筆者)ノ採訪モ地方官ノ周旋ヲ以テ各処社寺人 る。 徴」する、 見通しがあったためであろう。しかし、一方では地方官吏や名望家 料採訪を立案した背景には、地方の史料所在に関する十分な情報や た史料発掘方法である。ときには所蔵者の説得を地方官吏らに依頼 ノ便宜」を図ることなどは、 のちに星野恆も関西三府県を採訪した際に「今次(明治二十年) 重野らは先行するといった場面も『日記』にしばしば登場す あるいは戸長などの地元名望家に託して「近傍文書捜索 関東六県史料採訪を通じて随時行われ 無論、 重野が史 地方名

37 —

ありながら、なお利用面本位の一方的な史料収集に走らず、所有者で影写本を作製している。みくは巻子装に仕立てている。みいの介入の下で、事業の存続すらる。返却に当たって、修史局では、原史料の永年保存を図るため、る。返却に当たって、修史局では、原史料の永年保存を図るため、る。返却に当たって、修史局では、原史料の永年保存を図るため、る。返却に当たって、修史局では、原史料の永年保存を図るため、る。返却に当たって、修史局では、原史料の所で、事業の存続すら、本語のでは、原史料の一部を借用して、東京に郵送しまた、重野らは提示された史料の一部を借用して、東京に郵送しまた、重野らは提示された史料の一部を借用して、東京に郵送し

わる者に訴えるものがある。と史料保存とを尊重する姿勢は、今日も我々史料に即した研究に携

この際に発給されたものである。なお、今日、県内各史料所蔵家に残る臨時修史局の返却書面は

三、修史事業と史料採訪(4)

に国史編輯局が設置されるが、同年十二月一時閉鎖となる。降途絶えていた修史の復興を命じた。ついで、三年五月には太政官明治二年三月、新政府は史料編輯国史校正局を創設して六国史以

年史』成稿を二十年から二十二年に延伸することとしている。(ほ) 書」などの先行業績を越えて採訪できたものは文書八千八九通 籍七六七部、 たのである。この関東六県史料採訪によって、「武州文書」「相州文 纂が行われ、 月には歴史課を修史局とし、 理課を置き、「復古記」および地誌の編纂を命じた。ついで、八年四 同十年一月、 この修史館では『復古記』の編纂とともに、『大日本編年史』の編 廃藩置県を経た五年十月、 系図五八種を数えた。この成果を受けて、修史館は『編 その史料収集の一環として、一連の文書採訪が行われ 正院の廃止と共に、修史局は修史館と改められた。 局長に長松幹を、副長に重野安繹を充 新政府は太政官正院に歴史課および地 書

> ある。 たものがすくなくない」という。『史徴墨宝』は、(ミゥ) 果、「新史料が発見され、これまで不明であった史実の明らかにされ 岐という広範囲に史料採訪を実施した。これら一連の採訪事業の結 て、 三五冊、 島 に臨時修史局が設置され、 ぶ重野らの重要な業績だが、それはこの採訪の成果を示したもので の史料採訪を実施している。 翌十九年一月、 高知、 摂津、淡路、 系譜ほか一三百二本を得た。また、久米邦武も九州一円へ 愛媛) 内閣官制の発足とともに修史館は閉鎖され、 播磨、丹波、但馬、 の史料採訪を実施し、 星野 一方、 恆は関西五県(兵庫、 重野も同年二月から五月にかけ 紀伊、阿波、土佐、伊予、讃 史料一二七五六通、 『國史眼』となら 和歌山、 書籍 内閣 徳

米邦武と星野恒が充てられた。し、引続き編纂委員長に文科大学教授重野安繹が、編纂委員には久史編纂掛に移った。事業の移管とともに、重野らも帝国大学へ移籍工十一年、臨時修史局は廃止され、修史事業は帝国大学臨時編年

史料採訪事業の展開

とする方向に転換する。そして、史料採訪事業は史料編纂掛、のち米の舌禍事件などを契機として、重野らは史料編纂自体を事業目的として実施されたものであったが、帝国大学への移籍後、有名な久この史料採訪事業は、ほんらい『大日本編年史』編纂の基礎作業

東中心足利時代史』の著者として有名な渡辺世祐も、 地理』誌上の採訪報告記事によれば、 中義成はのち『鎌倉時代史』を著すことになる。 る。 今日の通史叙述や個別研究の根幹となる業績が生まれてくるのであ 徳島などに出張している。 らには中国大陸にまで採訪の足を延ばしている。 の史料編纂所において継続され、 いったことは有名である。そして、採訪事業に携わった者の中から、 愛知、 例えば、関東六県採訪に随行し精力的に史料収集に当たった田 和歌山県下に、『江戸時代史』の三上参次も、 茨城、新潟、 富山、奈良、兵庫、などに採訪に赴き、『関 より細密かつ膨大なものになって 彼は鳥取、 この他にも『歴史 また、黒板勝美は 島根、 岡山、 愛知、 和歌山、 広島、 熊本、 京 놩

関東六県史料採訪の構想と経緯

採訪ヲ命ジ」られたき旨を御達案に認め上申した。(エンる史料採訪の必要性を訴え、「府県史編輯事務引継ノ序ヲ以テ、史料もと述べたように、明治一八年七月一日、重野安繹は全国にわた

愛知、静岡の東海地方には、前年の彰考館採訪等で実績のある三等記日下寛、同田中義成、七等掌記の小倉秀実らが随行する。三重、関東六県については、修史館編修副長官の重野安繹を筆頭に六等掌関を派訪地域と採訪者名から見てみよう。まず、計画の中心をなすところで、このとき重野が提出した全国史料採訪計画案の一端を、

政友、四等掌記佐々木峻が随行する計画であった。滋賀、和歌山、徳島)へは、四等編修官星野恒を筆頭に一等掌記菅随行することとされている。また、近畿地方(京都、大阪、兵庫、編修官の伊地知貞馨を筆頭に、六等掌記鈴木円二、同松浦辰男らが

され、 た。 あるが、この時点では関東、 重野は関東関西にとどまらず全国の史料採訪を構想していたようで この点も定かではない のなのか、 ールドを設定している。実際には、 さらには、『重野博士史学論文集 フィールドの限定が「府県史編纂事務引継」 また伊地知に代わって久米が参加するなど若干の変更があっ またいかなる理由で伊地知から久米に変更されたのか、 東海、 下巻』所収の草稿写真によれば 東海地方に代わって九州が追加 近畿の比較的実施が容易なフィ 側の事情によるも

義成らは、同一八日茨城県下へ出発した。る出張を命じた。この裁可を受けて、重野はじめ日下、小倉、田中書記官長土方久元は、編修副長官重野安繹に対して文書採訪にかかまの具申は、太政官上層部の容れるところとなり、同六日、内閣

で、先年着手した彰考館所蔵史料の調査を実施している。二九日、筑波山塊の西方を北上し、二二日に茨城県庁に到着している。ここいては、図1を参照されたい。ついで、一行は小田、北条、真壁とさっそく同家史料を調査している。以下、この採訪の主要経路につ彼らの採訪第一日目は、長駆して土浦城下の豪商色川家に投宿し、

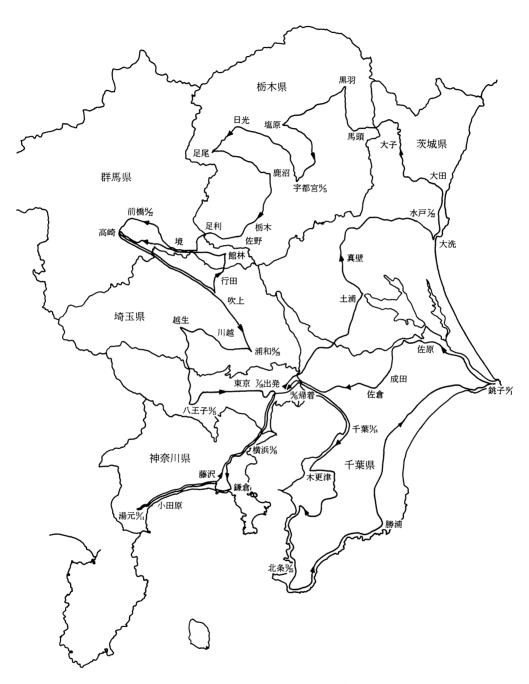


図2 関東六県史料採訪の経路

庁での事務を終えたのち、日光へ向い、佐野、足利では数日を費や水戸を出発し、大子から栃木県へ越え、いったん宇都宮に入り、県

の採訪を終えて帰京する。 このような過酷な採訪日程を敢行し、ついに十月七日、千葉県下

し地元寺社の採訪に当たっている。

ている。 二月にかけて、星野恒が京都府、大阪府、滋賀県下の採訪に出張し全国の史料採訪構想を次々と実施した。まず、翌一九年八月から十全国の史料採訪構想を次々と実施した。まず、翌一九年八月から十ところで、この関東六県採訪に成功するや、重野ら修史館では、

関東六県史料採訪の意図と評価

巡回 多数ノ所獲アリ。」「大日本史編纂ノ時、 東六県へ出張シ、多数ノ文書ヲ採訪シ、修史上裨益ヲ得ル少カラス」 として始まる復命書の中で星野は、「前年(十八年=筆者)、関東ヲ うに述べている。「十八年七月、編修重野安繹、 してみよう。 ある星野恆の復命書から、 かなる意図のもとに実施されたのであろうか。その当事者の一人で ハ諸寺院肯テ本書ヲ示サス、 関東六県史料採訪に始まる全国的な史料採訪事業は、いったい 旧幕府ノ武州文書相州文書等ノ大著撰アルニ拘ハラス、意外 星野恆は関西三府県を採訪した際の復命書で、次のよ 重野らが史料採訪を計画した意図を検討 僅かニ両三通ヲ択ミ、抄写シテ之ヲ授 水戸藩、文書ヲ捜索セシニ 時ニ編修副長官、 関

ケシト」などとして、先行する採訪事績を上回る成果を挙げたとし

ている。

後で紹介する相田二郎氏の評価に通じている。
後で紹介する相田二郎氏の評価に通じている。
後で紹介する相田二郎氏の評価に通じている。
後で紹介する相田二郎氏の評価に通じている。
後で紹介する相田二郎氏の評価に通じている。
後で紹介する相田二郎氏の評価に通じている。

ナリ、 伝へ、 ノ武田、 房ノ里見、下総ノ千葉諸氏ノ如キ其家廃絶零落セシモノ其文書多ク 実ヲ伝フル者ナク、 て「方隅割拠ノ家、 多くが旧臣宅や在地に所蔵されていることを指摘し、 寺民間必其文書ヲ蔵スル者多カラン。」と述べ、中世戦国期の史料の 子大内、 旧領ニ存セリ。此乃チ史家ノ尤モ注意スル所ナリ。」「山陽山陰ノ尼 また、重野自身は「常陸ノ佐竹、下野ノ佐野、 事実ヲ世ニ顕著スレトモ、一旦衰滅ニ帰スレハ主張シテ其事 美事モ悪事トナル事少ナカラス。」とし、「今回ノ採訪 鎮西ノ大友小貳、 江越ノ浅井朝倉等ノ如キ悉ク其地ニ就テ之ヲ捜索セハ、 子孫見存シ国邑ヲ襲領スルモノハ世々其記録ヲ 終ニ隣国敵手ノ為メニ書キ潰サレ、 四国ノ三好長曽我部、 駿河ノ今川、 相模ノ後北条、 それらについ 勝軍モ負ト 安 社

得たことを明らかにしている。事ヲ得タリ」(史料①)として、実証的な史実の発見に大きな基礎を東六県史料採訪)ニ因リ、其散逸遺聞ヲ獲テ世間史乗ノ誤謬ヲ糾ス

かわせた、と言えよう。(9) 感が、 のために史料も散逸の危険に曝されていた。このことに対する危機 よる恐慌によって農村における史料所蔵者も深刻な危機に瀕し、 って、史料所蔵者、 ヲ採訪シ十分ノ史料ヲ蒐集セハ、其成功緩ニ似テ実ハ急、 アリ、假令地方官検査保存ノ方法アルモ、目睫ノ窮ニ迫リ終ニ散逸 而シテ社寺ノ本主大抵貧困ニシテ、 景について、星野は「史料ヲ蔵スル者寺院尤多ク、神社之ニ次ク、 ノ患ナキヲ保タス、且、 また、この時期に地方での史料採訪を実施するに至った社会的背 却テ少ク」と述べている。 重野らをして採訪事業を緊急かつ全国的に展開する方向に向 とりわけ寺社勢力が没落し、また松方デフレに 修史ノ事成シテ再挙セス、今ニ及ヒ、全国 つまり、 旧物ヲ維持スル能ハサルノ形況 維新以後の社会変動によ 費用多ニ 、そ

史料が発見され、これまで不明であった史実の明らかにされたものて、それぞれ多数の文書・記録を採訪した。この採訪によって、新一円を、十九年には久米邦武が九州一円を、星野恒が近畿を巡歴しの採訪を全国にわたって試みることとし、十八年は重野安繹が関東をでいるであろうか。まず、坂本太郎氏は「修史館は本格的な史料えているであろうか。まず、坂本太郎氏は「修史館は本格的な史料えているであるが、この史料採訪事業について、先学はいかなる評価を与

の名をほしいままにしたことを念頭においてか、大量の新史料、新の名をほしいままにしたことを念頭においてか、大量の新史料、新手実の発掘がなされたことを評価している。また、相田二郎氏は江戸時代以来の古文書採訪の事績を紹介しつつ、「此等の採訪に依つて、戸時代以来の古文書採訪の事績を紹介しつつ、「此等の採訪に依つて、「世界として、益々重ぜられて來た」として、大量に古文書を採訪が史料として、益々重ぜられて來た」として、大量に古文書を採訪が史料として、益々重ぜられて來た」として、大量に古文書を採訪がまくなくない。」としている。ここでは、のちに重野が「抹殺博士」の意義について、若干を検討してみたい。

して事業展開の可否を検討する、というものであった。 採訪はあくまでテストケースであり、その首尾によって政府首脳と其余ハ追而何分ノ詮議ニ及ブベシ」と指示している。つまり、六県すなわち、三条は「地方出張ノ儀ハ、試ニ副長官重野ニ実施サセ、主方が採訪を許可した背景には、実は同日付けで太政大臣三条実

推スニ各地盖皆然ラサルハナシ、順次ニ館僚ヲ派出シ遍ク五畿ハ道る。それゆえ、重野は復命書の中で「今回一行ヲ以テ、之ヲ全国ニ訪であり、以後の事業展開は係ってこの採訪の首尾にあったと言えの背景には、このような修史=採訪事業の基盤の脆弱さがあったのの背景には、このような修史=採訪事業の基盤の脆弱さがあったのの背景には、このような修史=採訪事業の基盤の脆弱さがあったのの背景には、このような修史=採訪事業の基盤の脆弱さがあったのの背景には、このような修史=採訪事業の基盤の脆弱さがあったの

訴えているのである。

おわりに

十八年の関東六縣文書採訪の首尾に係っていた。
り、太政官修史館が明治十八年に実施した『大日本編年史』編纂にかかる史料採訪によって、その存在が確認された。この採訪は、編がかる史料採訪によって、その存在が確認された。この採訪は、編集に手葉県下の中世戦国期に関する史料の多くは、本稿で述べたとお

い。

「はるかな先学の姿勢に深く学ばざるを得なれる千葉県史編纂審議会の事業が戦後の自治体史編纂の祖型を提示れる千葉県史編纂審議会の事業が戦後の自治体史編纂の祖型を提示れる千葉県史編纂審議会の事業が戦後の自治体史編纂の祖型を提示をは一定の規範を提示したこと、またこの事業に範を採ったと見られる。

料所蔵者各位に厚くお礼申し上げます。 職氏家幹人氏にお礼申し上げます。また、国立公文書館をはじめ史京都公文書館史料編纂官熊井保氏、国立公文書館内閣文庫図書専門学名誉教授小笠原長和先生、千葉経済大学大学教授川名登先生、東なお、末筆ながら、本稿成稿に当たって種々ご指導頂いた千葉大

太政官修史館の関東六県史料採訪と房総(内田

註

- により、その複製品を展示している。(1) 本館常設展示「房総の歴史」においても、館山市立博物館の御好意
- も果たし得られるならば望外の幸である。」と述べている。とまで、加えて史料の散逸を防ぐかすがいたる役目を幾分なりととも寄与し、加えて史料の散逸を防ぐかすがいたる役目を幾分なりとし、「この発刊が将来千葉縣の歴史や庶民生活史の研究に多少ない。」とし、「この発刊が将来千葉縣の歴史や庶民生活史の研究に多少ない。」と述べていて「そもそも縣民生活の推移発展を明らかにし、必要性と目的について「そもそも縣民生活の推移発展を明らかにし、必要性と目的について「そもそも縣民生活の推移発展を明らかにし、必要性と目的について「史料採訪の昭和三一年三月発行。同審議会は「はしがき」の中で、史料採訪の
- 歴史】第三一三号、昭和四九年六月)(4)「永禄二年妙本寺日我作『いろは字』の奥書と房州の逆乱」(『日本
- 世篇諸家文書』の各文書解題を参照されたい。
 おる。また、県内の中世史料の採訪状況については『千葉県史料中ある。また、県内の中世史料の採訪状況については『千葉県史料中ある。また、県内の中世史料の採訪状況については『千葉県史館に定有形文化財に指定された古文書(書跡典籍等)で、太政官修史館に(5) 千葉県教育委員会『千葉県の文化財』(昭和五五年三月)。千葉県指
- 目指すべきであろう。の発掘と検討を通じて、これまでの史料保存のあり方の批判的継承をの発掘と検討を通じて、これまでの史料保存のあり方の批判的継承を在来の史料保存のプロセスや関係者の意識、とりわけ史料保存の事蹟を問題」も、史料に関わる者にとって外在的な問題としてではなく、(6) 近年、日本史学界で盛んに議論が行われている、いわゆる「史料保

に関わることが望ましい。 - の意識の問題参照されたい。また、議論が広く史料に関わる者すべての意識の問題参照されたい。また、議論が広く史料に関わる者すべての意識の問題料保存に関する文献」(『地方史研究』第三二五号、平成二年一月)を論も活発に行われている。この動向については、君塚仁彦「最近の史論も活発に行われている。この動向については、君塚仁彦「最近の史論も活発に行われている。この動向については、君塚仁彦「最近の史料保存体制に関する議近年は、さらに自治体史編纂事業修了後の史料保存体制に関する議

借用が行われ、十九年中に返却されたことを指しているのではなかろ訪」とあるのは、後述する経緯から、明治十八年九月に採訪と史料の伴って、臨時修史局となる。また、『千葉県史料』に「明治十九年採明治十八年当時は、太政官修史館。翌十九年には内閣官制の発足に

十八年」としていく。 うか。本稿では、十八年中に採訪が実施されたことに沿って、「明治

- (8) 国立公文書館所蔵
- 9) 『日記』は、この採訪旅行の経過を最も詳細に記したものであるが、重野らの採訪先のすべてを記載したものではない。管見の限りでも、『日記』に記載されない採訪先、史料借用先があることがわかっている。例えば、茨城県石岡市貝地の幕内善兵衛家には史料借用にかかるを史館の書簡が残されているが、『日記』には該当する記載がない。修史館の書簡が残されているが、『日記』には該当する記載がない。修史館の書簡が残されているが、『日記』には該当する記載がない。を史館の書簡が残されているが、『日記』には該当する記載がない。を史館の書簡が残されているが、『日記』には該当する記載がない。を見の限りでも、「日記』は、この採訪旅行の経過を最も詳細に記したものであるが、空間では、この採訪旅行の経過を最も詳細に記したものであるが、の見記載はない。

と別に登録されたのであろう。に編冊された重野の復命書に添付されたものが、編冊整理の際に本文はほんらい『公文録』に編冊されるものであり、恐らくは『公文録』文とは別に題名を付して登録されているが、太政官にかかる各種公文文とは別に題名を付して登録されているが、太政官にかかる各種公文ところで、これらの公文書は冊子の体裁をなしているため、一般公ところで、これらの公文書は冊子の体裁をなしているため、一般公

- 移管されたのにともない、内閣関係公文からは姿を消すことになる。る。さらには、二一年に修史局が廃止され、修史のことが帝国大学にて、久米、星野らの採訪事蹟は『公文雑纂』で後付けてゆくことになて分別編冊した『公文類聚』『公文雑纂』が登場している。したがっ保公文を編冊した『公文録』に代わり、内閣関係公文を重要度に依っ止され「臨時修史局」が内閣に置かれた。また、これまでの太政官関止され「臨時修史局」が内閣に置かれたのに伴い、「修史館」が廃
- 経路も日程も各県庁を結ぶものに限定され、さらに各県庁への到着とこの出張の本務があくまで「府県史編纂事務引継」であるため、採訪野とともに行動する場合と適宜分遣される場合とがある。重野の場合、図1に示した経路は、重野自身の経路である。ところで、一行は重新できまった。

る。いる間、田中らは全く別行動で両県下や茨城県西部にまで行動していいる間、田中らは全く別行動で両県下や茨城県西部にまで行動していこの採訪の中盤では、重野が群馬県庁、埼玉県庁等で数日を費やしてて、田中ら随員の行った採訪活動は実に精力的なものがある。とくに出発を報告しなければならないという制約を受けていた。これに対し

- 「関東六縣採訪文書目録題言」(『関東六縣採訪文書目録 一』、史料「関東六縣採訪文書目録題言」(『関東六縣採訪文書目録 一』、史料の貢献、所有者の尊重といった面から厳しく評価されるべきである。の編纂のために、近世史料を含む地域史料の一層徹底した所在調査をの編纂のために、近世史料を含む地域史料の一層徹底した所在調査を採訪も、先行する近世庶民生活史料調査の成果を踏まえ、『千葉県史』採訪も、先行する近世庶民生活史料調査の成果を踏まえ、『千葉県史』編と断ずるのは容易である。しかし、千葉県史編纂審議会による史料漏と断ずるのは容易である。しかし、千葉県史編纂審議会による史料漏と断ずるのは容易である。しかし、千葉県史編纂審議会による史料
- に詳しい。ここでは行論上必要な経緯を紹介するにとどめる。(4) 本節については、坂本太郎『日本の修史と史学』(昭和41年11月)

13

- 事」(史料①所収)(15) 明治十八年十二月十二日「修史館上申編年史稿及史料編成期限ノ
- (16) 坂本太郎 前掲書、二三五頁
- 料①)(11) 明治十八年七月六日「修史館編修副長官重野安繹地方出張之件」(史

(千葉県立中央博物館 歴史科)